

神奈川労働保険指導協会だより

令和元年 秋号

特集…「時間外労働の上限規制」に備えよう

法改正に伴い

36協定届が新様式になります…P2~3

- ★36協定とは
- ★新様式の変更箇所
- ★様式変更のチェックポイント
- ★36協定届の記載例(限度時間を超えない場合、特別条項)

労働時間(法定労働時間・時間外労働など)

割増賃金(時間外労働・休日労働・深夜労働)の**基礎知識**

- ★労働時間に上限があるの?休みはどれくらい与えるの?
- ★法改正後の36協定における時間外労働&休日労働の上限は?
- ★割増賃金の計算方法&割増賃金率は?

…p 4~5

時間外&休日労働の**時間数計算**の間違えやすいポイント

- ★週休2日の会社における休日労働
- ★所定労働時間が7時間の会社における時間外労働
- ★振替休日と代休(代替休暇)は休日労働?
- ★働き方改革関連法の概要

…p 6~7

社会保険に加入しましょう…P8

今月の深掘り知識:月給制の場合の割増賃金の計算方法



令和元年第2期労働保険料の納期です
納期限までにご納付をお願い致します



当会にて社会保険(健康保険・厚生年金)のお手続きをしております。詳しくは当会へ。

☎ 045-625-3616 (代)

会長の西村と所員がブログを更新しております。下記をご覧ください。

「神奈川労働保険指導協会ブログ」「西村治彦の日記」「西村社会保険労務士事務所だより」



社会保険に加入しましょう



**経営者の方も
所得補償のある労災保険
に任意で加入すれば
安心です。**

労災保険

1人でも従業員を雇っていれば
加入義務あり（強制）。当会の事業所様は、
ご加入済みです。ただし、経営者の方のご
加入は、別途申し込みが必要です（任意）。
セーフティネットなのでご加入をお勧めします。



厚生年金

- 法人
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、税理士等の一部の
業種は任意加入）



法改正

28年10月より
従業員501人以上の事業所で
健康保険・厚生年金保険の
加入対象が広がりました。

雇用保険

31日以上引き続き雇用が
見込まれ、
1週間の所定労働時間が
20時間以上の従業員（パート・アルバイト等を含む）
を1人でも雇っていれば加入義務があります。



法改正

29年1月より
65歳以上も加入対象
雇用保険の適用拡大。

健康保険

- 法人
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、税理士等の一部の
業種は任意加入）



当会では **窓口一つで 労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金のお手続きをしています**

下記は顧問契約が必要です（料金別途）

健康保険・厚生年金のお手続き

就業規則や労使協定の作成及び届出

助成金の申請

労務相談

給与計算、等



社会保険労務士31名

西村治彦、原田淳也、杉山尚、
齋藤正雄、橋本宗太郎、松浦良介、
津久井美知子、塩島英和、西拓也、
武藤真義、西村由希恵、武藤雅子、
宮山隼輔、館野真一、山崎勝則、
菱野義将、山崎千恵理、山本均、
小山真史、井上京子、有田公明、
齋藤慎、沼田敦、内野大輔、
竹内俊介、大代淳、榎原庄二、
村野雅一、伊藤益弘、和泉智孝、
林浩太

最高責任社会保険労務士事務所の所員と
西村所長の個人ブログを公開中

西村社会保険労務士事務所だより

検索

西村治彦の日記

検索



詳しくは当会まで

☎ **045-625-3616**

神奈川県労働保険指導協会のブログを公開中

神奈川県労働保険指導協会

検索

今月の深掘り知識

割増賃金の計算の基礎となる賃金

**Q. 月給制の場合、どのように
割増賃金の計算をするのですか？**

関連記事: 5ページ「割増賃金額の計算方法」

A.

1時間あたりの賃金額は、月額制の場合、
次のように計算します。



月の所定賃金額 ÷ 1か月の（平均）所定労働時間数

「月の所定賃金額」から、次の①から⑦の賃金については除外することができます。7項目以外の賃金は全て算入しなくてはなりません。

- ①家族手当（扶養家族のある労働者に対し、家族の人数に応じて支給するもの）
- ②通勤手当（通勤に要する費用に応じて支給するもの）
- ③別居手当
- ④子女教育手当

⑤住宅手当（住宅に要する費用に定率を乗じて支給するもの）

⑥臨時に支払われる賃金

⑦1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

ただし①②⑤について、実際には家族の人数や費用等に関係なく一律に支給している手当は、割増賃金の計算の基礎に含めることとされています。



原則、毎日の時間外労働、深夜労働、休日労働は**分単位**で正確に計上しましょう。1か月の各総時間数に1時間未満の端数がある場合、**30分未満を切り捨て、30分以上を1時間に切り上げ可能**です。**30分以上は切り捨てできません**ので要注意です。

割増賃金額の計算方法

1時間あたりの賃金額* × 時間外労働、休日労働、または深夜労働を行わせた時間数 × 割増賃金率

編集と発行 労働保険事務組合 神奈川県労働保険指導協会

〒231-0023 横浜市中区山下町222-3-205 電話:045-625-3616 (代表) FAX:045-625-3617

E-mail: info@kanagawa-rouho.com URL http://www.kanagawa-rouho.com/